

平成 20(2008)年 5 月 16 日

独立行政法人 都市再生機構

時間外労働時間の管理に関する全社調査結果等について

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 総務人事部 職員チーム

(電話) 045-650-0271

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当

(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

## 時間外労働時間の管理に関する全社調査結果等について

当機構は、本年2月に、新宿労働基準監督署から、東日本支社に勤務する職員の時間外労働に対する賃金の不足額について実態調査を行い、これを支払うよう是正勧告を受けました。

これを踏まえて、東日本支社について実態調査を行い、時間外勤務手当の精算を行いました。(平成20年4月16日付で公表)

今般、是正勧告の趣旨を踏まえ、東日本支社以外の支社等についても実態調査(管理職の深夜勤務も含む)を行い、全社の調査結果は下記のとおりとなりました。

機構は、今般の勧告を真摯に受け止め、今後、労働関係法令を遵守するとともに、職員の時間外労働時間の管理の厳正化を図るべく徹底した取組みを図ってまいります。

### 記

#### 1 全社の実態調査について

- (1) 対象期間 平成19年10月1日～平成20年2月29日(5月間)
- (2) 調査対象者数 約3,600名
- (3) 調査内容 客観的データであるパソコンの使用記録を参考として、調査期間における実際の時間外労働時間を改めて申請し、精算する。
- (4) 調査実施時期 平成20年4月(東日本支社の一般職員は3月に実施)

#### 2 全社の時間外勤務手当の精算について

- (1) 精算総額 約1.53億円
  - (2) 精算実施者数 約900名
  - (3) 精算実施時期 平成20年5月16日(東日本支社の一般職員は4月16日に支払済)
- 以上

(参考資料)

「時間外労働時間の管理に関する調査結果等について」

(H20年4月16日付記者発表資料)

## 【参 考—平成20年4月16日付記者発表資料】

### 時間外労働時間の管理に関する調査結果等について

当機構は、本年2月に新宿労働基準監督署から、東日本支社を対象として、時間外労働に対する賃金の不足額について、実態調査を行うよう指導を受けました。

これを踏まえて、東日本支社について時間外労働の実態調査を行い、今般、新宿労働基準監督署へ報告を行うとともに、時間外勤務手当の精算を行いました。

併せて、東日本支社以外の支社等についても、実態調査を実施しているところです。

今般の勧告を真摯に受け止め、今後、労働関係法令を遵守するとともに、職員の時間外労働時間の管理の厳正化を図るべく徹底した取組みを図ってまいります。

#### 1 是正勧告概要

東日本支社の職員について、平成19年10月分賃金まで遡って時間外労働時間の実態調査を行い、不足額についてはこれを支払うこと

#### 2 東日本支社の時間外労働調査結果等について

##### 〔1〕 調査

① 対象期間 平成19年10月1日～平成20年2月29日（5月間）

② 対象者 約400名

③ 内 容 客観的データであるパソコンの使用記録を参考として、調査期間における実際の時間外労働時間を改めて申請し、精算する。

④ 実施時期 平成20年3月

##### 〔2〕 時間外手当精算

① 総 額 約4,600万円

② 対象者数 約290名

③ 実施時期 平成20年4月16日

※ 東日本支社以外の職員については、現在実施中の実態調査の結果を受けて精算することとしている。

#### 3 改善内容

##### 〔1〕 時間外労働時間の適正な把握

時間外労働についてパソコンの使用記録に基づく確認を行い、労働時間の適正な把握を行う。

##### 〔2〕 時間外労働の縮減

職員の時間管理意識を徹底するとともに、現在実施しているノー残業デー（毎週水曜日及び給与支給日）等の具体的な対策をより強化していくことにより、時間外労働の縮減に向けて継続的に取り組んでいく。

##### 〔3〕 健康管理対策

長時間労働者に対する医師による面接指導を行うなど、健康管理対策を強化する。

以 上